

# 配分金収入等にかかる確定申告について

シルバー人材センターは、仕事を請負または委託の形式で受託し、会員に就業を依頼している関係から雇用契約は成立しません。従って就業による報酬（配分金等）は賃金ではなく、所得税法上「雑所得」として扱われます。

雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要経費（材料費等）を控除した額です。

- 1 配分金収入に係る必要経費額が 55 万円以上ある場合は、配分金収入から必要経費を全額控除できます。
- 2 必要経費の額が 55 万円未満の場合は、租税特別措置法第 27 条（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）を適用し、55 万円（令和元年までは 65 万円）を上限に配分金収入から控除できます。
- 3 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除が適用されます。
- 4 給与収入のある会員は、最低 55 万円（収入金額を限度とする）の給与所得控除が受けられますが、その場合配分金収入に係る控除額は、55 万円から給与所得を控除した残額が限度となります。

## 【計算例】

≪ 4 の場合を例示します ≫

○会員 A さん（年齢 66 歳）

\* 給与収入 20 万円（シルバー派遣等による短期就業期間の賃金）

\* 配分金収入 50 万円（うち交通費などの必要経費 10 万円）

\* 公的年金収入 140 万円

(1) 給与に対する所得・・・(a)

(給与収入額 20 万円) - (給与所得控除額 20 万円) = (給与に対する所得額 0 円)

(2) 配分金に対する所得・・・(b)

(配分金収入 50 万円) - (上限額 55 万円 - 給与所得控除額 20 万円 = 35 万円※1) = (配分金に対する所得 15 万円)

※1[交通費などの必要経費 10 万円 < 35 万円であるから、この場合 35 万円を採用]

(3) 公的年金収入に対する所得・・・(c)

(公的年金収入 140 万円) - (公的年金等の控除額 110 万円※2) = (公的年金収入に対する所得 30 万円)

※2 公的年金等に係る雑所得の速算表による

A さんの配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得合計額は  
(a) + (b) + (c) = 45 万円となります。

(4) 課税所得 = (所得合計額 45 万円) - (基礎控除 48 万円)  
= △3 万円 (マイナスの場合課税所得 0 円)

---

■この計算事例は一般的な計算例であり、必ずしも内容を全部表現したものではありません。この計算例と異なる課税関係が生ずることがあることに注意してください。

■詳しくは、  
那須町税務課 (TEL:0287-72-6936) 又は大田原税務署 (TEL:0287-22-3115) にお問い合わせください。